

みどりづくりの輪活動支援事業助成要綱

（目的）

第1条 この事業は、「緑の募金」の寄付金により、市民団体等が協同して行う森林の整備や市街地の緑化等の活動に助成し、良好な森林の保全や市街地の緑化の推進を図る。

（助成対象）

第2条 大阪府内において市民参加により実施される次の活動とする。

- （1）森林において植林または育林（山道の補修を含む）を行う活動
- （2）市街地における緑化活動
- （3）学校等における野生生物の生息空間に配慮した緑化及び森林等の保全活動

2 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する活動は、助成の対象としないものとする。

- （1）個人住宅等公開性のない場所での緑化活動
- （2）2回以上同一内容で助成を受けた活動
- （3）その他「緑の募金」による助成事業としてふさわしくない活動

（助成団体）

第3条 この事業により助成を受けることができる団体は、大阪府内に所在し、財政基盤が脆弱で助成を受けなければ事業の実施が困難な次の団体とする。

- （1）森林の保全、緑化の推進を目的とする団体
- （2）自治会、PTA、青少年活動団体
- （3）その他、協会が適当と認める団体

（助成金）

第4条 この事業による助成額の上限は、1団体につき30万円とする。

ただし、学校等において野生生物の生息空間に配慮した緑化を行う場合は、最長3ヶ年計画で1年度45万円までを上限とし、総額90万円までを助成する。

(助成内容)

第5条 助成の対象とする経費は、次の各号に該当する経費とする。

- (1) 事業の実施に必要な器具、苗木、支柱、土壌改良材、ビオトープ資材などの購入費
- (2) 事業実施に必要な知識学習のための講師謝礼(一人あたり1万円を上限とし、助成額の2割を超えない範囲とする。)
- (3) 活動に関する学習テキスト、パンフレット、チラシの印刷製本費

2 次の各号に該当する経費は助成の対象としない。

- (1) 人件費、事務所並びに土地の賃料など団体の経常的運営経営
- (2) 他の団体、個人に対する寄付金、義援金等
- (3) 飲食に係る経費
- (4) 1年生草本のみの植栽にかかる経費
- (5) チェンソー、草刈機など動力を用いた刃物機械の購入費
- (6) 資材保管庫の単独の購入
- (7) ビオトープ池のポンプ取り替えなど機械器具の取り替えを主とする活動
- (8) その他、当協会が不相当と判断した経費

(事業実施期間)

第6条 事業実施期間は、事業採択の通知日から当該年度の3月末日までとする。

(申請書類)

第7条 助成を受けようとする者は、次のとおり申請書を作成し、別途定める期日までに協会長あてに提出する。

- (1) みどりづくりの輪活動支援事業申請書(様式第1号)
- (2) 申請書には、次に掲げる書類を添付する。

収支予算書(様式第2号)

(2年次にわたる学校等における野生生物の生息空間に配慮した緑化事業を申請する場合は様式第3号)

申請団体の概要書(様式第4号)

活動地の位置図、計画平面図、現況写真等

その他、必要な資料を求めることがある

(審査及び決定)

第 8 条 協会は、申請書をもとに審査会を開き採否を決定し、その旨を申請団体に通知（様式第 5 号、第 6 号）する。

(実績報告書)

第 9 条 申請団体は、事業完了後次の書類を協会長あて提出しなければならない。

(1) 完了届（様式第 7 号）

(2) 実績報告書及び収支精算書（様式第 8 号、第 9 号）

活動を完了した日の翌日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までに協会長あて提出する。

(3) 実績報告書には、次の掲げる書類を添付する。

事業実施状況写真

購入品等の領収書（日付、領収内容が明記されているものでレシートも可能とする。）

事業実施上作成又は配布した資料等

(助成金の交付)

第 10 条 助成金は、活動が完了し、実績報告を審査の後、確定した助成額に基づき交付する。（様式第 10 号）

2 事業の円滑な実施を確保するため、交付決定額の二分の一を限度として概算払いにより交付することができる。また、活動完了後に支払いが未了の場合、資金力のない団体については全額概算払いすることができる。

（様式第 11、12 号）

(活動計画の変更等)

第 11 条 採択決定後、事業計画を中止あるいは変更するときは、協会と事前に協議すること。

2 経費の配分の変更（申請書支出計画の助成項目ごとの合計額。）が交付決定額の 20% を超えるときは、次に掲げる書類を提出する。

(1) 事業計画変更協議書（様式第 13 号）

(2) 変更経費内訳書（様式第 14 号）

(助成金の交付取消し)

第 12 条 申請団体は、申請した事業計画を誠実に履行するものとする。

2 虚偽の申請又はこの要綱に違反する事実があった場合は、助成金の全部又は一部を取り消す。

当該取消しについて、既に助成金が交付されているときは期限を定めて

当該助成金の全部又は一部の返還を求め、助成を受けた助成団体は、これに応じなければならない。

2 申請団体の都合により事業を中止・廃止する場合も前号と同様とする。
(その他)

第13条 申請団体は当該事業がみどりの募金の助成により実施されていることを広報するものとする。

附 則

この規定は平成12年7月1日から施行する。

附 則

この規定は平成14年2月1日から施行する。

附 則

この規定は平成14年6月1日から施行する。

附 則

この規定は平成15年6月1日から施行する。

附 則

この規定は平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規定は平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規定は平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年2月27日から施行する。